

公共工事の支障移設の補償基準緩和等について



- 道路事業において公共工事に伴う道路掘削等が行われ、水道管等の施設が工事の支障となった場合、全部移設については経年による減耗相当額が補償対象とならない
- 移設に伴い耐震性を有する管種へ変更する場合、同じ管種での補償となっている等、支障移設に伴う費用が水道事業者にとって大きな負担となっている
- 道路法に定められた道路占有者に係る占有物件の維持管理業務に必要な費用が、水道事業者にとって大きな負担となっている

① 支障移設の補償基準緩和等

要望

公共工事の支障移設工事について、**補償基準を緩和すること**〔要望事項①〕

【参考】

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱(昭和42年2月21日閣議決定)

(既存公共施設等に対する補償の原則)

第6条 公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる起業地内の公共施設等(以下「既存公共施設等」という。)に対する補償は、機能回復が図られるよう行なうものとする。

2 既存公共施設等の機能回復は、既存公共施設等と同じ種類の施設(以下「同種施設」という。)によって行なうものとする。ただし、既存公共施設等と異なる施設(以下「異種施設」という。)によることが技術的、経済的に合理的と認められるときは、異種施設によることができる。

(建設費)

第8条 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行なわれる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用(土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。)から、**既存公共施設等の処分利益及び既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分を控除した額を補償するものとする。**ただし、既存公共施設等が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは、その限度において、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができる。

ただし書きについて、
「公共補償基準要綱の運用申し合せ(昭和42年用地対策連絡会)」では、
第6条の「異種施設」について、水道施設は認められていない。
第8条については、決算が継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合とされており、継続的な赤字状況にならないように料金設定を行っている水道事業者が適用されることは困難である。

② 道路占有物件の維持管理業務に対する財政支援

要望

道路法に定められた道路占有者に係る占有物件の維持管理業務について、**道路占有している水道管路の維持管理に必要な費用に対する財政支援を図ること**

〔要望事項②〕